



小野 春雄  
角野新田町二丁目  
農地部会



古川 一豊  
寿 町  
農政部会



高橋 敬雄  
外山町  
農政部会



神野 賢二  
船 木  
農地部会



矢野 重明  
船 木  
農地部会

第2選挙区



久枝 啓一  
大生院  
農政部会



桑山 尚久  
萩 生  
農政部会



近藤 上  
横水町  
農地部会



守谷 博明  
上原一丁目  
農政部会



合田 有良  
萩 生  
農地部会



高橋 征三  
星原町  
農政部会

土地改良区



福田 満壽夫  
萩 生  
農地部会

農業共済



松木 忠夫  
江口町  
農政部会

農協



秦 昭一  
大生院  
農地部会

第二十一期農業委員さんは平成二十六年七月十九日をもって任期満了となりました。お疲れ様でした。七月二十日からは第二十二期農業委員に改選されました。公選委



大石 豪  
中須賀町一丁目  
農地部会



真木 増次郎  
桜木町  
農政部会



藤田 豊治  
船 木  
農地部会

学識経験

員二十五人、農協・農業共済・土地改良区各一人、学識経験三人の計三十一人です。農業に関する御相談・御質問は各地域の農業委員さんにお気軽にどうぞ！

第22期農業委員紹介

◆会長 就任の挨拶



小野 輝雄  
沢津町二丁目  
農政部会

去る七月、農業委員の任期満了に伴い第二十二期農業委員会が発足し、それに伴い委員の皆様方の推薦を受けまして会長に就任いたしました。新居浜市農業委員の代表として、その責任の重大さを痛感している次第でございます。  
近年の農業を取り巻く環境の変化に呼応して、農地中間管理機構に関

◆役員



農地部会長  
岡部 正明  
垣生四丁目  
農地部会



会長代理  
曾我部 英敏  
北内町一丁目  
農政部会



農地部会長代理  
篠原 修  
光明寺一丁目  
農地部会



農政部会長  
藤田 幸正  
垣生六丁目  
農政部会

する法律の制定及び農業経営基盤強化促進法と農地法の一部改正等が行われ、農業委員会においてもその対応に迫られています。  
これらの役割を果たすため、農業委員会では、委員の資質向上に努めるとともに、委員一同が協力し、農業の振興、農地の適正な管理、また農家の皆様方、農業委員・行政・農業関係機関の方々のご協力を得まして、活力ある新居浜農業の進展に努力して参りたいと思っております。よろしくお願いいたします。



岡田 充  
宇高町五丁目  
農地部会



加藤 武雄  
政枝町一丁目  
農地部会



村尾 浩一  
新須賀町二丁目  
農地部会



山下 元  
庄内町三丁目  
農政部会

第1選挙区



農政部会長代理  
篠原 浩司  
船 木  
農政部会



寺尾 俊行  
阿島三丁目  
農地部会



小野 義尚  
落神町  
農地部会



高橋 繁  
松神子二丁目  
農政部会



村上 勝利  
又野一丁目  
農政部会



# 新農業委員としての抱負

小野 義 尚 委員

今回、地域の方々に推薦を戴き、第二十二期の農業委員に就任いたしました。勤務の傍ら、先祖から受け継いだ農地を基に、米・野菜の生産に携わってきた私には、まことに光栄な事であり身が引き締まる思いでございます。

さて、農業を取り巻く環境は今後さらに厳しくなっていく事が予測されます。農業に対する魅力が減退し、特に担い手となる人物が減少し、就農者の高齢化が進み、耕作放棄地の増加に象徴されるように、正に危機的状況と言えます。このような事態解決の為に、農地法の改正等、政策も次々と打ち出されていますが、猫の目の政策と揶揄されないよう、政策が継続的で安心して農業に従事できるよう実効あるものになる事を期待したいと思います。

現在農政は、農地の流動化を進め、限りある農地を確保し、自給率を高めることであり、農業の収益性を高める為、規模の拡大、効率化へと向かっています。その一つに「人・農地プラン」の作成により地域の担い手となる人物の発掘が急務であり、その希望者には、農地の権利移転手続を容易にする為、利用権設定等促進事業が行われておりますが、この事業が目的に沿って正しく活用されることが大切ですし、その為には、農業委員会の役割が重要であります。

最終目標は、農業・農地を守るべくいかに有効利

地球にやさしい暮らしの実現」にも繋がり、農業者だけではなく、広く市民生活全般に恩恵をもたらすこととなる。そのためにも、担い手の確保と育成は急務であり、次の支援策を講じること。

(1) 新規就農者を増やすため、農業参入のための相談窓口とPR活動を充実させること。また、青年就農給付金等の資金制度や農業技術習得のための研修制度についての情報提供等を積極的に行い、新規就農者が参入しやすい環境の整備を図ること。

(2) 認定農業者は、人・農地プランにおいて中心経営体の役割を担うなど、地域農業の中核的存在であり、平成三十年度の減反政策廃止等により予想される営農環境の大きな変化を乗り切るために、より一層の経営体力の向上が求められる。そこで、農業関係資金制度に関する情報提供を積極的に行うと共に、資金借入れ等についても支援を行い、必要に応じて予算措置を講じること。

(3) 担い手不足による耕作放棄地の増加に対応するため、農業生産コストの低減、農地の有効利用、地域コミュニティの活性化等の効果が見込める集落営農の組織化は重要な手段であり、関係機関と連携して、共同機械利用者部会の集落営農組織化の推進に努めること。

## 2 地産地消の推進と食育の充実

本市は小規模農家が多く、また、工業都市であり消費地としての性格も併せ持っており、地元農産物を地元で消費する地産地消には非常に適合した地域であると言える。しかし、未だ十分にこの環境

用を進めるか、その為には法に基づいた適正な許認可の実施、農地の有効利用への取組み、耕作放棄地の減少に努め、優良農地の確保が日本農業の発展に繋がり、自給率向上にも繋がります。地元農家の声を汲み上げ、現状把握し、課題を見出すことから始めたいと思います。

微力ではありますが、今後地域農家の方々と一緒に活動して参りたいと思っております。

矢野 重明 委員

会社勤めを卒業し、今までお世話になった地域への御恩返しが少ないでも出来るのであればと思ひ、地域の方々の推薦をいただき、第二十二期の農業委員を努めさせていただくことになりました。

# 市長へ建議書を提出しました。

平成二十六年五月七日に第二十二期農業委員として、役員五人で市長に提出しました。建議の内容は次のとおりです。

## 1 担い手の確保・育成

農業従事者の高齢化等による担い手不足は、依然として深刻な状態が続いており、耕作放棄地の増加

を生かしているとは言えないため、地産地消の推進を図るべく、次の支援策を講じること。

(1) 地産地消を推進する上で、学校給食における地元農産物の利用率向上は、地産地消のPRの上でも重要な要素であり、そのために関係機関と協力して、学校給食への地元農産物の安定供給が可能となるシステムの構築に努めること。

(2) 子ども達に、将来の消費者として正しい食の知識を学んでもらい、また、職業としての農業を知ってもらう上で、農業体験学習は非常に有意義であるが、学校によって取り組みに差異があるため、各学校が積極的に取り組むことができるよう、農業体験学習の有用性について働きかけると共に、必要な予算措置を講ずること。

(3) 農産物直販所「あかがね市四季彩広場」の更なる利用促進を図るため、関係機関が連携して、市民へのPRと、消費者のニーズにあつた農産物を安定的に提供できる体制づくりを図ること。

## 3 有害鳥獣駆除支援策の強化

近年増加しているイノシシ等の有害鳥獣による被害については、市・県においても対策に着手しているところであるが、被害の拡大に対策が追い付いておらず、耕作を断念する農家が増加し、耕作放棄地化する農地が増えている。

農家の離農を防ぎ、農地を保全するためにも、引き続き有害鳥獣駆除対策に力を入れ、次の支援策を講じること。

(1) ワイヤーマッシュ柵や電気柵の設置等の、有害鳥獣から農地を防護するための対策への支援措置を継続して実施すること。また、これと並行して、

農業を取り巻く環境が極めて厳しいと言われて久しくなります。先祖から受け継いできた農地で自家消費の米や野菜を作ってきた私にとって、日本農業の現況を正しく理解することは至難のことかもしれません。古来より国家の礎は一次産業（農林水産業）でありました。その後、産業革命を経て、二次産業、三次産業が栄え、相対的に一次産業が衰退してきています。農業再生は、日本全体が大規模化、専門化が進められているようです。しかし大規模化や専門化が困難な地域もあるでしょう。高齢化・後継者不足・相続による狭小農地化・不耕作地や耕作放棄地の増加などの問題があります。このような現況において、農業委員の役割が極めて重要になってきているように思います。

あらためて農業委員とは何か、どのような事柄をどのようにするのかなど、事務局や先輩農業委員の皆様のご指導をいただきながら少しずつであっても前進してゆくよう努めてまいります。よろしくお願ひ致します。

農政部会を中心にして議論を重ねて作成した建議書

箱わなの貸出し、箱わな免許取得費の助成、有害鳥獣駆除経費への補助等、有害鳥獣駆除に対する支援策の強化を図ること。

(2) 有害鳥獣の駆除には、猟友会の協力が不可欠であるが、近年猟銃使用者の高齢化と減少により、猟友会における駆除体制の維持が困難になりつつある。そのため、若い使用者を確保・育成するための支援措置を講じ、長期的な有害鳥獣駆除体制を確立させること。

## 4 計画的な農業生産基盤整備の実施

良好な営農環境を保持する上で必要不可欠な、農道・用排水路・ため池等の農業用施設維持・整備については、農業振興地域内農用地区域を優先した事業計画を策定し、国・県に対して必要な事業の実施を継続的に要望すると共に、市も計画的に事業を実施していくこと。また、農地を集約化していく上で必要な、畦畔の整備等の軽易な基盤整備についても、助成措置を講じること。



小野会長から石川市長へ建議書を提出しました



# 農業者年金に加入しましょう！

～しっかり積み立て、がちりサポート 安心で豊かな老後を～

- ☆あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ☆年金は家族1人ひとりについて準備することが大切です！
- ☆老後の備えは、国民年金プラス農業者年金が基本です。

## ① 65歳の農業者の方の平均余命は、 男性22年(87歳)、女性27年(92歳)

老後は、お金を心配せずに暮らしたいものです。その間、予測不可能な経済変動があり、思わぬケガや病気もあります。

## ② こんなにかかる老後生活 (現金支出で年額約286万円)

高齢者世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、現金支出で月額約23万8千円が必要となります。

## ③ 国民年金の支給額(年額154万6千円)

農業者の皆さんが加入している国民年金の支給額は、40年加入で月額約6万4千4百円、夫婦あわせて月額12万8千8百円です。



このように豊かな老後生活のためには、国民年金だけでは十分とはいえ、**老後の生活費は自分で準備**する必要があります。

サラリーマンは国民年金(基礎年金)の上乗せ年金として厚生年金や共済年金(厚生年金のモデルケースでは夫婦お二人で年額約272万3千円、月額約22万7千円)を受け取っています。農業者の皆さまも、メリットがたくさんある**農業者年金に加入**して安心で豊かな老後を迎えましょう。

### ◆ 農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算 ◆

加入年齢	納付期間	運用利回り 2.5% の場合		運用利回り 3.0% の場合	
		男性	女性	男性	女性
20歳	40年	84.0万円	71.7万円	92.5万円	78.9万円
30歳	30年	55.8万円	47.6万円	60.1万円	51.2万円
40歳	20年	33.0万円	28.2万円	34.8万円	29.7万円
50歳	10年	14.7万円	12.6万円	15.2万円	13.0万円

(注) この試算は、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%及び3%、65歳以降の予定利率が1.05%となった場合の試算です。  
 制度発足以降の12年間の運用利回りの平均は、年率2.53%です。  
 予定利率1.05%は、農林水産省告示(H26.4.1施行)により定められている率です。

# 委員報告

## 先進地視察研修

研修日 平成26年4月15日～16日

研修先 農事組合法人 八幡宮農組合(兵庫県加古川市)  
農事組合法人 かなん(大阪府南河内郡河南町)

### 農事組合法人 八幡宮農組合

八幡宮農組合は、平成17年に加古川市八幡地区の全農家642戸が参加して設立した農事組合法人です。

小規模農家が多く兼業農家が9割を占める地域で、高齢化と担い手不足が深刻化したことから、効率的な農業経営を目指して設立され、地図情報システムを導入してほ場データの一元管理を行っている点等が注目されています。



### <研修をうけての委員の意見>

- ★安定農業のための組織の作り方、農機具の整備等、魅力ある組織になっており、更にパソコンの活用により全地区の農地の管理が出来ていて視察してよかった。
- ★地域農業の将来を考えよう、収益性・社会性・継続性が重要である。



### 農事組合法人 かなん「道の駅 かなん」

町から委託を受けて管理運営している道の駅です。農産物の直売のほか、農産加工品の製造販売、学校給食への地元農産物の供給なども行っております。

### <研修をうけての委員の意見>

- ★直売所の基本である安心・安全、新鮮でおいしい農産物や加工品の提供、消費者への地域特産品や加工品の計画的な提供、消費者へのサービスの向上、施設管理コストの縮減や植栽管理等のノウハウの活動を行い、組合員が1か月半に1回当番制で対応しており、大変参考になった。
- ★農業従事者の高齢化、後継者不足という全国的な農村の抱える問題は同様にあるものの都市近郊という立地条件に恵まれた環境のもと、地産地消推進事業に取り組み、農地の活用と遊休農地の解消に努めており、大変参考になった。

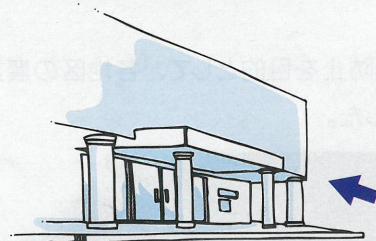




# 農地転用許可制度

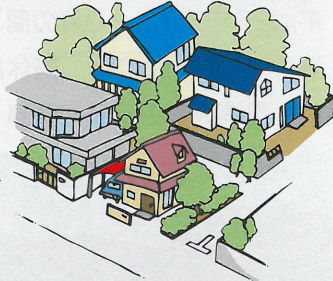
農地は無断で転用できません。  
県知事の許可が必要です。

◆農地に店舗を建てたい

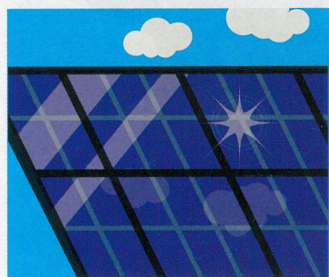


こんなときは  
農業委員会へ!

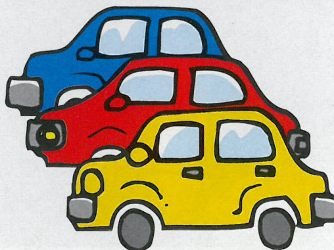
◆農地に住宅を建てたい



◆農地に太陽光パネル設置をしたい



◆農地を駐車場にしたい



## !? 農地転用とは

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、つまり農地に区画形質の変更を加えて住宅用地、道路、山林などの用地に転換することです。

## !? 一時的な農地転用は

農地を一時的な資材置場、作業員仮宿舍、砂利採取場等として利用する場合も転用になり、許可が必要です。

## 農地の無断転用は法律で罰せられます

違反者には最高3年以下の懲役  
または300万円以下の罰金に処せられます  
(法人は1億円以下の罰金)

許可なく転用した場合や転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合、工事の中止や原状回復等の命令がされる場合があります。

## !? 対象になる農地は

すべての農地が転用許可の対象となります。地目が農地であれば、耕作されていなくても農地として活用できる状態である限り農地として扱われます。

また、地目が農地でなくても、耕作のように供されている土地も農地とみなされます。

## !? 農地を田・畑に形状変更するには?

耕作目的で農地を田・畑に形状変更する場合、農地転用申請は必要ありません。ただし、この場合は、農地の原形変更該当し農業委員会に届出書を提出していただく必要があります。

この農地の原形変更申請は、対象農地の現況が土質、地形、水利が農作物の育成に適さず、形状変更することがやむを得ない場合が該当します。

形状変更を行う場合は、土地改良区等の承諾などが必要となりますので、その場合は、事前に農業委員会まで御相談ください。

- ◆農地転用等の許可は農業委員会で審議した後、県知事へ進達します。
- ◆許可が下りるまでには約2ヵ月必要です。
- ◆農業委員会は毎月開催しています。
- ◆申請の締め切りは毎月15日です。

転用の手続き、  
御相談は農業委員会へ。

TEL 65-1313



# 農地の売買・贈与・貸借等には農業委員会の許可が必要です

農地の売買・贈与・貸借などを行う際には、農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けない行為については無効となりますので、ご注意下さい。

## 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべての条件を満たす必要があります。

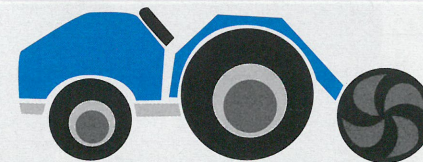
- ① 申請を行う農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること。  
(全部効率利用要件)
- ② 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと。  
(農業生産法人要件)
- ③ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること。  
(農作業常時従事要件)
- ④ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること。(下限面積要件)
- ⑤ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。(地域との調和要件)

※下限面積は、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみて、農業委員会で面積を定めることとなっています。新居浜市内の下限面積は全域で30アールに設定されています。

## 農地法第3条許可事務の流れ

新居浜市農業委員会では、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を20日と定め、迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは右のとおりです。



### (I) 申請についての相談

農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。

### (II) 申請書の記入

申請内容に応じて申請書をご記入いただきます。(農業委員会事務局ホームページから申請書がダウンロードできます)

### (III) 申請書提出前の再確認

記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストをご確認下さい。

### (IV) 申請書の提出

ご足労ですが、農業委員会事務局までお越し下さい。「申請書受付のお知らせ」をお渡しいたしますので、許可書の交付までの流れをご確認下さい。

### (V) 農地部会の開催及び許可書の交付

農地部会で許可・不許可についての農業委員会の意志決定を行います。(原則毎月5日) 許可書は、農地部会の翌日から交付することが出来ますので、申請書に押印された印鑑を持参の上、農業委員会事務局までお越し下さい。



# 選挙人名簿の登載申請をお忘れなく!!

農業委員会委員の選挙人名簿は、各農家からの申請により、毎年1月1日現在の状況を農業委員会で審査・判断を行ったものを基に、選挙管理委員会が作成します。

## 農業委員選挙資格の要件は

- ① 新居浜市に住所を有する人。
- ② 年齢20歳以上の人。
- ③ 10アール以上の農地で耕作の業務を営む人。
- ④ ③の耕作を営む人の同居親族または配偶者で年間60日以上耕作に従事している人。

申請は  
毎年  
必要です

- ◆ 農地を10アール以上所有していても、実際に耕作していなければ選挙人の資格はありません。
- ◆ 年間60日以上耕作に従事していても、別居の親族は選挙人の資格はありません。  
(例えば、別居の子供が農業を手伝っている場合は選挙人の資格がありません。)

この要件を満たす方は、1月1日現在の状況を1月10日までに農業委員会に申請が必要です。  
また、今まで実績があり、現在名簿に登載されている世帯の人は、12月上旬から各地区の農業委員を通じて申請書を配布しますので、選挙権のある方は、農業委員会に提出してもらう必要があります。

選挙管理委員会で、2月20日までに調整し、2月23日から15日間縦覧に供します。選挙人名簿に誤りや記載漏れがある場合は、この期間内であれば、選挙管理委員会に文書で異議を申し出ることができます。

この名簿が、3月31日から翌年3月30日まで据え置かれ、この間に行われる選挙に使用されます。

一般選挙は農業委員会の選挙による委員を全員選出するための選挙であって、委員の任期が満了となったとき、選挙された委員が全員解任(リコール)されたとき、委員が総辞職したときに行われます。

## ☆農業経営、くらしに役立つ情報が満載☆

# 全国農業新聞を購読しましょう!

- ★ わかりやすい**農業・農政**の解説
- ★ みんな知りたい**経営・流通**の最新情報が満載
- ★ **くらしと地域**に活性化を
- ★ **女性**の元気を応援

<発行日> 毎週金曜日

<購読料> 月額600円

(平成27年4月から月額700円)

購読のお申込は、お近くの農業委員又は農業委員会までお問い合わせください。

# 農林水産課よりお知らせ

就農希望者等を対象とした「就農相談会」を毎年2月に開催いたしております。詳細は市政だより2月号等でご案内いたしますので、農業に興味のある方のご参加をお待ちしております。

また、青年就農給付金事業が開始されております。原則45歳未満で農業を始められる方が対象(その他要件あり)です。受給を希望される方はご相談ください。

# 農地パトロールを実施しました

平成26年8月から9月の間、各地区にて農地パトロールを実施しました。

農地パトロールでは、遊休農地の発生防止・解消対策や農地の無断転用防止を目的として、各地区の農業委員・農業委員会事務局職員・農林水産課職員・農地整備課職員で行いました。



## 遊休農地現地調査集計結果

(調査期間:平成26年8月~平成26年9月)

	支所	遊休農地		全農地に占める遊休農地の割合
		筆数	面積(m <sup>2</sup> )	
1	本所	24	14,718	1.75%
2	高津	7	7,279	0.85%
3	垣生	46	30,975	3.94%
4	神郷	69	42,713	3.03%
5	多喜浜	207	160,013	14.36%
6	船木	223	124,902	6.82%
7	角野	24	17,996	1.74%
8	泉川	36	17,930	1.22%
9	中萩	138	96,457	3.99%
10	大生院	62	12,028	0.88%
11	大島	19	12,456	1.71%
12	別子山	138	360,888	47.09%
	合計	993	898,355	6.14%

## 農業委員会では、農地の適正管理への指導を行っています!

農地パトロールの実施結果が右の表です。農業委員会では、この増加傾向にある耕作放棄地の所有者等に適正に管理するよう指導を行っております。周辺の耕作放棄地でお困りの方は、農業委員会までお気軽にご連絡下さい。



農業委員会では、遊休農地化及び耕作放棄地のおそれのある農地については、借り手のあっせん等も行っています。これらのおそれのある土地所有者は、農業委員会までご相談ください。

農業従事者の高齢化と後継者不足、農産物の価格低迷等の理由で遊休農地が増加しています。